

議案第 4 2 号

小田原市企業誘致推進条例の一部を改正する条例

[改正理由]

地域経済の活性化のための企業誘致施策として実施する企業等の立地に係る奨励措置の期限を再度延長するため改正する。

[内 容]

奨励措置の対象となるための立地の期限を、次のとおり 5 年間延長することとする。（第 3 条関係）

区 分	改 正 後	改 正 前
土地取得等の期限	令和 1 2 年 3 月 3 1 日	令和 7 年 3 月 3 1 日
事業開始等の期限	令和 1 5 年 3 月 3 1 日	令和 1 0 年 3 月 3 1 日

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日